

支出に係る決済基準表

区分	項目	適用		決済権者及び決済金額（単位：万円以下）			
				施設長	常務理事	理事長	理事会
全般的項目	①固定資産・物品等の購入	⑥及び⑦に属するものを除く	購入総額	5	50	100	左を越えるもの
	②固定資産等の除却物品等の廃棄	営業債権の除却を含む	帳簿価格	5	50	100	
	③修繕費等の支出	補修費、修繕費の支出を含む	1件の金額	20	50	100	
	④教育・研修に要する費用の支出	教育研修規定に基づくものに限る		10	30	50	
	⑤その他の費用の支出	②～④に関するものを除く	1件の金額	10	30	50	
納入関連項目	⑥商品等の仕入	商品・製品・半製品の仕入に限る	1回りの金額	10	20	30	
	⑦原料、材料の購入	重要性の乏しいものを除く	1回りの金額	10	30	50	
その他の項目	⑧手形の引受、割引				○	○	
	⑨予算の項目間流用				○	○	
	⑩金融機関との取引の開始又は廃止					○	
	⑪契約の締結	既契約の更新継続を含む。重要性の乏しいもの及び⑩を除く				○	
	⑫リース契約					○	